



# 宮 崎 県 公 報

平成26年9月4日(木曜日) 第 2622 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

告 示	頁
○平成26年10月1日から平成27年3月31日までの期間における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………(総務事務センター) 1	
○有害興行の指定……………(こども家庭課) 2	
○土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課) 3	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 4	
○道路の供用の開始(2件)……………( “ ” ) 4	

公 告	
○都市計画の変更の案の縦覧(3件)……………(都市計画課) 4	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5	
監査委員公告	
○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 6	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………10	
正 誤	
○平成26年7月31日付け県公報(第2612号)中……………13	

## 告 示

### 宮崎県告示第 487号

平成26年10月1日から平成27年3月31日までの期間において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格  
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
  - (1) 申請の方法  
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(郵便にあっては、書留に限る。)により提出すること。  
なお、申請書類(申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。)を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。
  - (2) 申請書類の受付期間  
申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨  
申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 4 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間  
資格を取得した日から平成29年9月30日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月1日から平成29年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他  
要綱に基づき資格を有している者(この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		O A 機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器

		防災保安機器				時計・貴金属		
		工作機器				ガラス・陶器		
		その他				楽器		
	医療・理化学機器類	医療機器				スポーツ用品		
		理化学機器				金物・荒物・雑貨		
		計測機器				食品		
		介護福祉機器				看板・旗類	看板	
		農林水産・土木機器類					農林水産業機器	旗・染物
	建設土木機器	その他				シート・テント		
	材料類					土建用資材	肥飼料・種苗	
						標識	書籍	
						塗料	古物買受	
						諸材	その他	
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備				サービス (役務の提供) に関する業種	賃貸業務	電算機器
		船舶販売・整備					事務機器	
		航空機販売・整備					その他	
		バイク・自転車					広告・宣伝	広告代理
	印刷類	平版活版				催事企画展示		
		軽印刷				デザイン制作		
		フォーム印刷				その他		
		特殊印刷				電算業務	電算処理 (システム開発を含む。)	
		青写真					データエントリー	
	航空写真・マイクロ写真	薬品類				医薬品	その他	
	燃料類					農業薬品	クリーニング	
						化学工業薬品	運送	
	家具・木工類	石油製品				廃棄物処理		
高压ガス		調査・研究・検査						
寝具・被服類	家具・木工	百貨・日用品類	その他					
	室内装飾・畳		寝具					
	被服・装備品		被服・装備品					
寝具・被服類	消防・警察用品	靴・鞆						
	靴・鞆	百貨						
寝具・被服類	靴・鞆	記念品・美術品						
	寝具・被服類	寝具	写真・カメラ					
		被服・装備品						
寝具・被服類	消防・警察用品							
	靴・鞆							
寝具・被服類	靴・鞆							
	百貨・日用品類							
	百貨							
寝具・被服類	記念品・美術品							
寝具・被服類	写真・カメラ							

宮崎県告示第 488号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
26年-34	映画	女と女のラブゲーム 男達を犯せ!	松岡組 〈新日本映像〉	平成26年 8 月26日
26 -35	映画	痴漢@面接 女課長の性感業務	小林組 〈新日本映像〉	
26 -36	映画	奥様は18歳 超どきどき保健室	関根組 〈オーピー映画〉	
26 -37	映画	本番獣欲 人妻を犯る	深町組 〈新東宝映画〉	
26 -38	映画	オオカミは嘘をつく (原題) BIG BAD WOLVES	ショウゲート (イスラエル)	
26 -39	映画	モーガン・ブラザーズ (原題) 100 BLOODY ACRES	松竹 (オーストラリア)	
26 -40	映画	ニンフォマニアック Vol.2 (原題) NYMPHOMANIAC VOLUME 2	ブロードメディア・スタジオ (デンマーク、フランス、ベル	

			ギー、ドイツ、イギリス)	
26	-41	映画	ニンフォマニアック Vol.1 (原題) NYMPHOMANIAC VOLUME 1	ブロードメディア・スタジオ (デンマーク、フランス、ベルギー、ドイツ、イギリス)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

## 宮崎県告示第 489号

土地収用法(昭和26年法律第 219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 起業者の名称

宮崎市

## 2 事業の種類

本野原遺跡保存整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

宮崎県宮崎市田野町字本野原地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

本野原遺跡保存整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第 3 条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業は、宮崎市が本野原遺跡(以下「本遺跡」という。)を縄文時代の生活環境が体感できる歴史公園として保存整備するとともに、隣接地においてガイダンス棟及び来訪者に対する駐車場を整備するものである。

本件事業の起業者である宮崎市は、平成18年度に「本野原遺跡保存整備基本計画」を策定し、本遺跡を歴史公園として整備することとしている。

起業者は本件事業の実施にあたり、平成26年度に用地費及び補償費を確保するなど、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。

以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

## ① 事業の施行により得られる公共の利益について

本遺跡は、100軒を超える縄文時代後期の竪穴建物を検出するなど、西日本における集落遺跡の発見例としては最大規模のものであり、学術上重要な遺跡であることが判明したことから、国指定史跡の告示を受けている。

しかしながら、発見された各遺構は長期間風雨にさらされており、風化やひび割れが生じている。また、これまでに出土した土器等の遺物は膨大な量に上り、それらを整理し、展示や活用を行う施設が必要となっている。

さらに、旧田野町域には、地域の歴史的遺産を活用した文

化施設が存在せず、地域の歴史、文化、風俗等の伝承が危惧されている状況にある。

本件事業の施行により、歴史的・自然的景観も含めて本遺跡の適切な保存を図ることができ、本遺跡・遺構の規模や、出土事例の希少性等を広く発信することができる。また、学校教育や生涯学習活動に当該施設を活用することによって、地域における文化コミュニティ活動の拠点施設となり、地域の歴史、文化、風俗等の伝承に資することができる。

## ② 事業の施行により失われる利益について

本件事業に係る起業地付近では、宮崎県版レッドデータブックに記載された準絶滅危惧種に該当するサシバが確認されているが、起業地周辺に広く分布しており、サシバが生息するとされる杉林について、本件事業による改変面積も最小限に抑えられていることから、必要に応じ適切な措置を講じることによって、自然環境への影響は軽微であると予測されている。また、起業地は国史跡指定地と周知の埋蔵文化財包蔵地にあたるが、宮崎県教育委員会からは、起業地への編入に異議はないとの回答を得ている。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ③ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本遺跡及びその隣接地における 3 箇所の候補地について、敷地の利用性、交通アクセス、遺跡地とガイダンス棟及び駐車場との一体性と動線等を総合的に比較した結果、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

## ④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

## ① 事業を早期に施行する必要性

本遺跡で発見された各遺構は長期間風雨にさらされており、風化やひび割れが生じているため、早急に適切な整備による保全が必要となっている。よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## ② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上

の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所  
宮崎市教育委員会 文化財課

宮崎県告示第 490号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年9月4日から平成26年9月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷田代字水海 1 2880番 2 地 先から同郡同町西郷田代同字 128 84番 1 地先まで	旧	26.5~ 27.4	56.5
				新	42.9~ 87.7	56.5

宮崎県告示第 491号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年9月4日から平成26年9月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市真方字上ノ馬場 261番13地 先から同市真方字下ノ馬場 810番 3 地先まで	平成26年9月4日

宮崎県告示第 492号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年9月4日から平成26年9月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷田代字水海 1 2880番 2 地 先から同郡同町西郷田代同字 128 84番 1 地先まで	平成26年9月4日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路 3・2・1号 安賀多通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

延岡市 共栄町、伊達町1丁目、伊達町2丁目、伊達町3丁目、構口町1丁目、構口町2丁目、平原町1丁目、平原町2丁目の各一部

(2) 削除する部分

延岡市 共栄町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市建設部都市計画課

(2) 期間

平成26年9月4日から平成26年9月18日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路 3・3・1号 国道10号線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
延岡市 別府町、浜町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市建設部都市計画課
  - (2) 期間  
平成26年9月4日から平成26年9月18日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成26年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路 3・4・7号 愛宕通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
延岡市 別府町、浜町、共栄町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市建設部都市計画課
  - (2) 期間  
平成26年9月4日から平成26年9月18日まで

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第17号**

警備業法（昭和47年法律第 117号。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年9月4日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	3号警備業務	平成26年11月19日（水）から同月21日（金）まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）  
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務 (追加取得講習)	平成26年10月6日（月）から同月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

**監査委員公告**

平成26年4月7日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年9月4日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
 宮崎県監査委員 山 口 博  
 宮崎県監査委員 中 野 廣 明  
 宮崎県監査委員 田 口 雄 二

1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
中山間・地域政策課	受託事業について、調定が行われていないものがあった。善処を要する。（指摘事項）	早急に調定を行うとともに、調定事務については、契約時期及び内容の確認を複数の職員で確実にし、財務規則に基づいた適切な手続を行うよう関係職員に周知徹底した。
文化文教・国際課	警備輸送ならびにこれに関連する業務委託について、契約書に定められた警送品の受領に用いる印鑑の届出が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）	監査後、直ちに印鑑の届出を行った。 今後は、契約書の内容を十分確認し、適正な事務処理に努める。
東京事務所	県産品PRに要する経費の支払について、見積書印と請求書印が同一で	今後は、決裁の際のチェック体制を更に充実させ、添付書類に誤りがないか十

ないなど支出の証拠書類が適正でなかった。留意を要する。（注意事項）

分に確認し、二度と同様の誤りがないよう再発防止に努める。

旅費について、交通費の算出を誤り過払及び支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）

事務局監査後、直ちに旅費の正当な額を計算した。過払分は戻入処理を行い、1月24日に納入されたことを確認し、支給不足分は1月24日に支払った。支給要件等について旅費規程及び手引書等を十分確認し、決裁の際にチェック体制を更に充実させ、同様の誤りがないよう再発防止に努める。

消防学校

非常勤職員の報酬や通勤費用について、過払となっているものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）

非常勤職員の報酬や通勤費用については、直ちに戻入処理を行った。今後は、出勤簿及び休暇処理簿のチェックを確実にし、適正な事務処理に努める。

旅費について、旅行雑費の調整誤りにより支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）

支給不足については、直ちに追給処理を行った。今後は、旅費規程等を十分確認するとともに、チェック体制を強化し、同様の誤りがないよう再発防止に努める。

福祉保健課

福祉・介護人材参入促進事業費補助金等について、交付決定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

適切な事業執行スケジュールを担当内で共有し、交付決定事務が遅れないよう相互にチェックを行い、再発防止を図ることとした。また、申請書類の整理（差し替え等）に当たって疑問があった場合なども、担当内で早急に相談するように意識付けを行い、事務が滞らないよう適正な事務処理に努めることとした。

宮崎県地域生活定着促進事業等の業務委託について、契約書の作成が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

適切な事業執行スケジュールを担当内で共有し、契約事務が遅れないよう相互にチェックを行い、再発防止を図ることとした。また、業務上の疑問があった場合などは、担当内で早急に相談するように意識

		付けを行い、事務が滞らないよう適正な事務処理に努めることとした。			行うなど、適時適切な事務処理に努める。
こども政策課	保育対策等促進事業費補助金の調定について、調定額を誤っているものがあった。善処を要する。(指摘事項)	指摘のあった平成25年度分についての対応は、平成26年1月23日に正しい金額の調定調書を作成し、現調定から収入更正を行った上で、現調定については0円に減額変更を行った。 今後は、調定額の誤りがないよう、財務規則等に定める事務処理について、職員への周知徹底を図るとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。	環境管理課	航空機騒音計等の設置に係る財産の借受けについて、借受手続や台帳の不備が散見された。善処を要する。(指摘事項)	航空機騒音計の設置に係る財産の借受け不備の指摘を受けた2施設について、借受手続を行った。 航空機騒音計の借受財産台帳未整備について、台帳を整備した。 大気汚染常時監視測定局の借受財産台帳の記載漏れについて、全て台帳に記載した。
	幼保小連携・接続推進事業委託料について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。(注意事項)	今後は、実施主体の市町村との連携を密にし、財務規則等に定める事務処理について、適切に処理するとともに、組織のチェック体制の強化を図ることにより再発防止に努めることとした。	農政企画課	郵便切手について、郵便切手補助簿が作成されていなかった。善処を要する。(指摘事項)	直ちに、郵便切手補助簿について作成を行った。 今後も、公用郵便切手等の取扱い(総務部長通知)に基づき、適正な事務処理に努める。
高千穂保健所	旅費について、宿泊料及び航空賃の誤りにより過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	過払となった旅費については、直ちに戻入処理を行った。 今後は、宿泊地の区分について全職員への周知を行った上で、旅行命令に関する疑義が生じた場合は旅費担当者に相談させるとともに、総務企画課において旅費事務に関する勉強会を行うことでチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。		宮崎県強い農業づくり交付金関係事業補助金について、事業計画の変更承認手続等が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	補助事業実施に当たり、事業の進行管理を確実にを行い、事業計画変更の申請漏れがないよう十分なチェックを行っていく。
	赴任旅費について、旅行命令書が作成されていなかった。善処を要する。(指摘事項)	今回の指摘を受け、対象者全てに再確認を行い、該当者について直ちに旅行命令書を作成し適正に支出した。今後は、赴任旅費に係る手続について、適時適切な事務処理に努める。	農業大学校	旅費について、起点間の距離が2キロメートル未満の旅行に旅行雑費が支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)	誤って支給した旅行雑費については、戻入処理を行った。 今後は適正な会計事務を行い、再発防止に努める。
看護大学	出勤簿について、一部未整備となっているものが散見された。善処を要する。(注意事項)	今回の指摘を受け、未整備の部分について直ちに作成した。今後は、教職員全員の確認を定期的に確実に		準公金について、精算手続を誤っているものがあった。留意を要する。(注意事項)	今後は、県準公金等取扱規程等を十分に認識して事務を行い、再発防止に努める。
	赴任旅費について、旅行命令書が作成されていなかった。善処を要する。(指摘事項)	今回の指摘を受け、対象者全てに再確認を行い、該当者について直ちに旅行命令書を作成し適正に支出した。今後は、赴任旅費に係る手続について、適時適切な事務処理に努める。	都城土木事務所	測量業務委託について、変更契約に係る支出負担行為の整理時期を誤っているものがあった。留意を要する。(注意事項)	支出負担行為の整理時期については、財務規則に基づく適正な事務処理を図るため、チェックリストを作成し、契約内容等を十分確認するなど再発防止に努めることとした。
			延岡土木事務所	公文書複写に伴う収納金について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。留意を	月末に指定金融機関へ払い込むべき現金を、翌月(翌週)の最初の指定金融機関の営業日に払い込んだも

	要する。(注意事項)	のであり、今後は、払込みの遅れが生じないように、財務規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努める。			事後確認を徹底することにより再発防止に努める。
教職員課	「教育職員免許状更新等手数料」等について、証紙に消印が押されていないなど、証紙収納事務が適正に行われていないものが散見された。善処を要する。(指摘事項)	本件は、教育職員免許状の更新等に係る証紙収納事務において、証紙の消印の確認が十分に行われていなかったものである。 監査後、直ちに再確認を行い、適正に消印を押印する処理を行った。 今後は、手数料決裁終了後に証紙の消印が適正に押印されているか複数の職員で確認を行うなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。	富島高等学校	通勤手当について、支給不足となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の通勤手当について、交通機関利用者への通勤方法変更における事務処理において支給不足となっていたものである。 監査後、直ちに手当額の追給処理を行った。 今後は、認定に係るチェック体制の強化及び事後確認を徹底することにより再発防止に努める。
文化財課	文化財保存管理費補助金等について、交付決定事務が遅れているものが散見された。留意を要する。(注意事項)	補助金交付決定に係る事務処理の進捗状況の管理を徹底し、今後当該事務処理が滞ることのないよう努める。	日向工業高等学校	臨時的任用職員の賃金について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	本件は、臨時的任用職員の賃金について、年次休暇の取得超過分が過払となっていたものである。 監査後、速やかに戻入処理を行った。 今後は、給与支給事務に係るチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
日南振徳高等学校	物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)	本件は、印刷用紙の購入について、定期的に同一業者と随意契約を行い購入していたものである。 今後は、年間を通して購入が見込まれる物品については単価契約による購入を行うなど、適正な会計処理に努める。		物品の購入について、履行の検査確認が適正に行われていないものがあった。留意を要する。(注意事項)	本件は、単価契約していた物品について、請求書に納品されたものと異なる品名が記載されていたにもかかわらず、納品書と物品の照合のみで受入れ及び支払処理をしていたものである。 今後は、再発防止のため検査におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
	消防用設備等点検業務委託等について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	本件は、消防用設備等点検業務委託等について、支出負担行為の整理時期が遅れていたものである。 今後は、財務規則等関係法令に基づき、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。	高千穂高等学校	公有財産使用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	本件は、公有財産使用料について、単価の改定以降も旧単価により算定していたため過徴収となっていたものである。 監査後、直ちに改定額で調定を行い、過徴収分について相手方に返還を行った。 今後は、再発防止のためチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
高鍋高等学校	特殊勤務手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の特殊勤務手当について、従事日数の確認不足により過払となっていたものである。 監査後、直ちに該当月の手当額の戻入処理を行った。 今後は、給与支給に係る	都城さくら聴	空調設備等保守点検業務委託について、代	本件は、委任状の提出がないまま代理人から提出さ

寛支援 学校	理人による見積りが行われていたが、委任状が提出されていなかった。留意を要する。(指摘事項)	れた見積書により見積合わせが行われ、また契約の相手方を決定する決裁行為時においても証拠書類の不備に気付かなかったものである。 今後は、財務規則等関係法令に基づき、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。	日向保 健所	庁舎外で使用する備品について、備品使用簿に登録されていないものがあった。留意を要する。(注意事項)	監査実施後直ちに、備品を庁外へ持ち出す必要の生じた際は必ず使用簿の記入を行い、受領印押印の上持ち出し、返納時は物品管理者に確認を取る旨全職員へ注意喚起を行った。 また、平成15年2月24日付け出納長通知「備品使用簿の登記範囲について」や、物品管理事務の手引の当該項目及び使用簿記載例を備品使用簿内に編纂し、監査結果と併せて全職員に周知した上で、今一度備品使用の管理及び使用簿記入の徹底を促して再発防止を図ることとした。
	旅費の概算払について、支払事実の確認をせず精算しているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	本件は、概算払により支給した職員の県外旅費において、領収書の確認が十分にされないまま精算処理を行っていたものである。 今後は、旅費精算時のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。		日南土 木事務 所	屋外広告物の許可について、申請書の補正方法が適当でないものが散見された。留意を要する。(注意事項)
日南警 察署	公有財産使用料等について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	今後は、財務規則等根拠法令を遵守し、行政財産使用許可台帳等により調定漏れがないか確認するとともに、幹部がその都度確認を行い、適正な収入事務に努める。	スポー ツ振興 課	地産地消自動販売機に係る公募型財産貸付料について、調定額の算定を誤り徴収不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	監査後直ちに追加の調定調査を作成し、調定額の不足分を徴収した。 今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
えびの 警察署	複写サービスに関する契約について、見積書を徴していなかった。留意を要する。(注意事項)	今後は、財務規則を確実に遵守し、参考見積書と見積書の区分を明確にするとともに、幹部による確認を行い、適正な契約事務を行う。	小林高 等学校	旅費について、宿泊料及び旅行雑費の誤りにより支給不足となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の県外旅費について、宿泊料と旅行雑費の確認が十分に行われていなかったことにより、支給不足となっていたものである。 監査後、直ちに宿泊料及び旅行雑費の追給処理を行った。 今後は、旅費支給事務に係るチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
日向警 察署	旅費について、宿泊料の誤りにより支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	支給不足分については、平成26年2月4日に追給処理した。 今後は、旅費規程に基づく適正な支給を行うとともに、幹部による確認を行い、誤支給の防止に努める。	延岡病 院	行政財産の目的外使用許可について、使用許可期間の延長手続が行われていないものがあつた。善処を要する。(指摘事項)	指摘のあった事項については、行政財産の目的外使用許可を受けようとする者から直ちに申請書を提出させ、使用許可期間の延長手続を行った。
2 県の機関を対象とした随時監査					
機関名	監査の結果	講じた措置			
都城保 健所	旅費について、交通費の算出を誤り支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	交通費の算出誤りによる支給不足については、追給処理を行い速やかに支払った。 今後は、内部チェック体制の充実を図り、適正な事務処理に努めることとした。			

今後は、行政財産使用許可台帳に基づき、使用許可期間が終了する案件について、使用許可を受けた者に対し使用許可期間が終了すること及び延長する場合に必要な手続等を教示するほか、申請目的に応じた運用が適切に行われているか定期的に確認することとした。

た。これは特定資産の運用財産基金資産（預金）を予算の都合上、決算で帳簿上のみ未収入金に振替処理したことによるものである。本来、預金残高と残高証明書の残高は一致すべきである。

取崩に係る定期預金の解約手続きを年度内に行っていないため、貸借対照表の残高と預金口座残高に不都合が生じたものであり、手続きが年度内に完結するよう取崩時期の見直しを行った。

平成26年4月7日付けで公表した平成25年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年9月4日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
宮崎県監査委員 山 口 博  
宮崎県監査委員 中 野 廣 明  
宮崎県監査委員 田 口 雄 二

- 1 包括外部監査の特定事件  
県出資団体の財務状況について（資産を中心として）
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
  - (1) 指摘事項
    - ア 「壁間仕切工事」について【公益財団法人宮崎県国際交流協会】

監査の結果	講じた措置
平成18年3月に、倉庫内に事務所を設けるため、壁等を造作したものである。「建物附属設備」として耐用年数15年の定率法で償却しているが、本来「建物」であり、定額法により償却すべきと思われる。	倉庫内に事務室を設けるための間仕切りを設置したものであり、「建物附属設備」として平成17年度から定率法で減価償却を行ってきたが、指摘のとおり、この「間仕切り壁」は建物に行った造作であり、「建物」として定額法により償却すべきものであった。既に耐用年数の半分以上が経過し、償却も進んでおり、財務諸表への影響もほとんどないことから、引き続き定率法で償却することとしたが、今後はこのようなことがないように適切な会計処理に十分留意したい。

イ 預金残高について【公益財団法人宮崎県立芸術劇場】

監査の結果	講じた措置
帳簿上の預金残高と銀行からの残高証明の残高が一部相違している	運用財産基金の一部取崩を年度末に行ったが、当該

ウ 出資金の表示について【一般社団法人宮崎県林業公社】

監査の結果	講じた措置
定款によれば、当法人の社員は退社時に出資金の払戻しを請求することができるため、当該出資金については貸借対照表上、負債の部に計上しなければならないと考えられる。	平成25年度決算から計上することとした。

エ 固定資産の照合手続きについて【公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター】

監査の結果	講じた措置
経理規程に各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物との照合を行うよう規定されているが、実施されておらず、規定どおりの運用がなされていない。現物の管理、現物と帳簿の照合は固定資産管理業務において最低限必要な手続きと考えられるため、経理規程どおり実施すべきものとする。	経理規程に基づき、現物と帳簿の照合を適正に行うように指導した。

オ 種雄牛早期造成引当金について【一般社団法人宮崎県家畜改良事業団】

監査の結果	講じた措置
種雄牛早期造成引当金が平成26年度までの累積支出超過額見積額を基礎として計上されているが、引当金とは将来の損失等の見込額のうち、当期の負担に属する金額を計上するものであり、算定方法等の再考が必要である。	引当金の計上については、指摘の内容を踏まえ、これまでの算定方式を見直し、適正な引当金経理を行うよう指導した。

カ 固定資産管理について【一般社団法人宮崎県家畜改良事業団】

監査の結果	講じた措置
経理規程上、毎期末又は必要と認めるとき、固定資産の現状を調査し、固定資産台帳との照合を行うこととなっているが、当該実査は実施されていない。規程に準拠	経理規程及び固定資産管理規程に基づき、毎期末又は必要と認めるときには、固定資産の現状調査を実施することとし、その際には

し適切に実施することが必要である。  
、固定資産現状調査票を作成して、固定資産台帳との照合を行うよう指導した。

キ ソフトウェア償却について【一般社団法人宮崎県酪農公社】

監査の結果	講じた措置
ソフトウェアが有形固定資産の器具備品に含まれて定率法により償却されている。本来は無形固定資産のソフトウェアに計上し定額法により償却する必要がある。	固定資産については、適正な区分による適正な償却方法で経理するよう指導した。

ク 固定資産管理規程について【一般社団法人宮崎県酪農公社】

監査の結果	講じた措置
什器備品の減価償却は定率法で実施されているものの、固定資産管理規程では定額法となっている。現状の償却方法が正しいとのことであるので固定資産管理規程を修正する必要がある。	固定資産管理規程の改正を行い、実態の償却方法と整合した規程内容にするよう指導した。

(2) 監査意見

ア 幼稚園等退職金事業の積立金について【公益財団法人宮崎県私学振興会】

監査の結果	講じた措置
退職手当資金給付事業のうち幼稚園等退職金事業は平成25年度で引当金残高が減少することになる。この主な要因は負担金率が51/1000と低いことによるものである。財政状態の健全化のために、法人ではこの負担率を引き上げることなどを検討している。	平成24年度に実施した財政再計算の結果、責任準備金の積立水準を回復させるためには、現在の負担率を相当水準まで引き上げる必要があることが示されたことから、平成26年度及び平成27年度において、負担率を5/1000ずつ引き上げ、61/1000とするともに、平成26年度から未支給期間を2年未満に拡大することとし、改善を図ることとした。 また、平成27年度から施行予定である子ども・子育て関連3法の全面実施により、新しい教育、保育制度が開始されることを勘案し、平成28年度以降の見直しについて再検討することとした。

イ 財源の確保・事業の見直しについて【公益財団法人宮崎県

生活衛生営業指導センター】

監査の結果	講じた措置
県の財政状況が厳しい中では一層の財源確保、事業の見直しを進めていく必要があると思われる。	県内の人口減少や生活衛生関係業者の高齢化、大手県外資本の参入などに伴い、業者が店舗を廃業するケースが見られ施設数や会員が減少している。しかしながら、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、飲食業などの営業は、県民の日常生活に欠くことのできない生活に密着した営業であり、これらの店舗の経営の健全化を図り、衛生的な商品やサービスを提供することは、消費者や利用者の生活を守る上からも必要であり、当該センターが関係業界へ果たす相談指導事業等の役割は重要である。 そこで、次の3点の措置を講じる。新規業者や非組合員への組合加入について、各組合が国の通知に基づき、行政の協力を得ながら様々な機会を捉えて積極的に組合員を確保できるように働きかける。賛助会員を募集するなど財源確保に努める。事業については、引き続き経費削減に努める。

ウ 財務状況について【一般社団法人宮崎県林業公社】

監査の結果	講じた措置
最近5期間は連続して債務超過であり、平成25年3月末日の債務超過額は貸借対照表上で3,778百万円となっている。経営計画書の確実な遂行とともに、一層の経営改善が必要である。	平成24年3月に策定した第3期経営計画(改訂計画)に基づき、公社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還等による利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、平成24年度及び平成25年度とも、計画を上回る収益を確保しており、計画に沿って経営改善が進んでいる。 引き続きさらなる経営改善に向け、現在、県では毎月、公社と協議を行いなが

ら、一体となって計画の確実な実行に努めているところであり、今後とも指導・監督を徹底していくこととしている。

エ 売上計上基準について【一般社団法人宮崎県林業公社】

監査の結果	講じた措置
決算日時点において直納販売契約又は市場への搬入契約を締結しているものについては、見積価格で収益計上している。収益の原則的な計上基準は引渡基準であり、本来は、納品又は落札された時点で収益認識すべきである。	平成26年度から引渡基準により収益計上することとした。

オ 森林勘定について【一般社団法人宮崎県林業公社】

監査の結果	講じた措置
森林勘定は多額の含み損を抱えている。このため、財務諸表が適正な財政状態を示さず、有用性に欠けるものとなっている。平成23年に林業公社会計処理基準が制定されたところであり、当該基準に準拠することが望まれる。	平成26年度から林業公社会計基準に準拠することとした。

カ 借入金の残高証明について【一般社団法人宮崎県林業公社】

監査の結果	講じた措置
決算時に金融機関より借入金の残高証明書を入手していない。借入金の残高が大きいことを考えると、帳簿残高が適正であることの確認のため、残高証明書を入手することが望ましい。	平成25年度決算時から残高証明書を入手することとした。

キ 高性能林業機械について【公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター】

監査の結果	講じた措置
高性能林業機械の平成24年度の1台当たり平均稼働月数は6.2か月となっている。県からの貸与機械は老朽化しており、全く稼働していないものもある。低稼働であるものについては県へ返却し、県からの新規貸与、もしくは自己資金での新規取得をするなど、稼働率の向上を図ることが望まれる。	収支状況を勘案しながら台数を管理し、稼働率の向上に努めるように指導した。

ク 財務状況について【一般財団法人宮崎県内水面振興センター】

監査の結果	講じた措置
平成25年3月31日現在で当法人は債務超過の状況にあり、状況を改善するために、経営改善計画検討会において経営改善計画を策定し、組織の見直しや職員数の削減及び経費の節減に取り組んでいる。経営改善計画を着実に実行し、速やかに債務超過の状況を脱することが必要である。	第3期経営改善計画に則った運営を行った結果、平成26年度収支は黒字の見込みである。 引き続き経営改善計画の着実な実践等により、財務状況の改善を図るよう指導した。

ケ 求償権について【宮崎県漁業信用基金協会】

監査の結果	講じた措置
求償権は保証債務残高からすれば、その割合は高いとは言えないが、この数年間で代位弁済額が増加している。一部の漁業者経営悪化により求償権が発生したことによるものであるが、現在の漁業経営環境から今後も求償権の発生が予測されることから、求償権の適切な回収が重要となる。	今後、より一層金融機関等との連携を密にし、求償権の適正な管理・回収に努めるよう指導した。

コ 財務状況について【一般財団法人宮崎県水産振興協会】

監査の結果	講じた措置
過去5期間連続で正味財産増減計算書における当期経常増減額はマイナスとなっており、平成24年度の一般正味財産は△62百万円である。経営改善計画、経営改善計画アクションプログラムを確実に遂行し、損益の改善を図る必要がある。	平成24年度に策定した経営改善計画アクションプログラムに沿った運営を行った結果、平成25年度収支は黒字の見込みであるが、経営改善アクションプログラムの確実な実践を継続し、損益の更なる改善を図るよう指導した。

サ 棚卸資産の計上について【一般財団法人宮崎県水産振興協会】

監査の結果	講じた措置
当法人は、収益事業である種苗供給会計では棚卸資産を計上しているものの、一般会計における棚卸資産は計上していない。一般会計においても実地棚卸の上、適切に計上することが必要である。	平成25年4月に一般財団法人へ移行したことに伴い、会計区分も新会計基準を導入しているが、棚卸資産の計上についても、新会計基準に沿って処理するよう指導した。平成25年度決算から旧一般会計に相当する実施事業等会計においても棚卸資産を計上した決算書

内訳書を作成中である。

シ ファンドの有効活用について【公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団】

監査の結果	講じた措置
各助成団体への支払状況によっては、資金の一部を短期の定期預金等で運用することは可能である。今後、運用方法についての検討が必要と思われる。	各助成団体への支払計画に応じた運用可能額については、短期の定期預金で運用を開始するなど、有効活用を図るよう指導した。

ス 実地棚卸について【一般社団法人宮崎県家畜改良事業団】

監査の結果	講じた措置
経理規程によれば、棚卸資産は毎期末に実地棚卸を行うこととなっている。しかし、凍結精液について期末の実地棚卸が困難であるため実施していない。循環棚卸やその他合理的な方法で棚卸実数を把握することが望まれる。	冷凍精液については、管理システム及び管理台帳により、受け払いの都度現物確認を行って適正な管理がなされているが、経理規程による実地棚卸についても毎期末までに循環棚卸方式で実施するよう指導した。

セ 財務諸表表示及び財務諸表体系について【一般社団法人宮崎県酪農公社】

監査の結果	講じた措置
累積欠損金が指定正味財産となっているが、本来は一般正味財産とすべきである。 財務諸表体系中に損失処理(案)が含まれているが一般社団法人には剰余金の処分という考え方はないため損失処理(案)は不要である。	正味財産は適正な区分で整理するよう指導した。 損失処理(案)については、公社の意向も確認した上で、改善策を今後検討していきたい。

ソ 財務状況について【一般社団法人宮崎県酪農公社】

監査の結果	講じた措置
現状では債務超過状態が継続している。平成25年2月作成の中期3か年計画書によれば平成27年度に単年度黒字化が予定されている。黒字化の達成と債務超過解消が望まれる。	平成27年度の単年度黒字化の達成に向け、計画が着実に実行されるよう、指導していきたい。

タ 事業収入について【公益財団法人宮崎県暴力追放センター】

監査の結果	講じた措置
当センターの収益源のうちの賛助会員会費はセンター自体の努力により増加可能な収益であるが、	賛助会員にあっては、24年度 220事業所(前年比+17)、25年度 245事業所(

ここ数年ほぼ横ばいとなっている。賛助会員になることのメリットをよりアピールするなどして会員を増加させ、会費増加を図る努力がセンターの安定的な運営に資するために必要であると考えている。

+25)と会員数は増加しているものの、長引く経済不況のため、会費未納の事業所もあり、実収益が横ばい状態となっているものである。賛助会員拡大による自主収益の増額は、法人の安定財源基盤確保のための最重要課題であることから、今後も各種講習会、研修会、センターホームページ等のあらゆる場を活用し会員募集活動を推進するとともに、定期的な暴排情報機関誌の発行、暴排グッズの提供等、会員に対する還元方策の充実を図り、賛助会員の拡大に努める。

正 誤

平成26年7月31日付け県公報(第2612号)中

ページ	段	行	誤	正
8	左	34	平成26年9月30日	平成26年10月31日
8	左	35	平成26年10月1日	平成26年11月1日
8	左	35	平成31年9月30日	平成31年10月31日
8	右	25	平成26年8月21日	平成26年9月12日
8	右	32	平成26年9月9日	平成26年9月18日
8	右	33	及び日曜日	、日曜日及び祝日
8	右	36	平成26年8月21日	平成26年9月12日
8	右	40	平成26年8月21日	平成26年9月12日
8	右	46	平成26年9月9日	平成26年9月18日
8	右	51	平成26年9月10日	平成26年9月19日
9	左	20	9 September	18September

--	--